

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第9回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成18年9月14日（木）10:00～11:00

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）今中 亘，田辺 誠（委員長），仲家暢彦，二國則昭（敬称略）

（庶務）藤本広島高裁総務課長，山本広島高裁総務課課長補佐

（説明者）大段広島高裁事務局長

4 議題

(1) 地域委員の紹介

(2) 経過報告及び説明

ア 前回（第8回）以降の経過等について

イ 当面のスケジュール等について

(3) 審議

ア 平成19年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

イ 平成18年10月に司法修習を終える判事補任命候補者に関する情報収集について

5 議事

(1) 地域委員の紹介

本年5月に退任された恵木委員の後任として広島弁護士会の二國則昭弁護士が，異動された新庄委員の後任として本年6月に広島地方検察庁の坂井靖検事

正が、それぞれ委員に任命されたことの報告がされた。

(2) 経過報告及び説明

ア 庶務（藤本広島高裁総務課長）から、前回（第8回）の広島地域委員会以降に開催された第19回から第22回までの下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下、「指名諮問委員会」という。）の審議結果等について報告がされた。

イ 庶務から、当面のスケジュール及び本日の審議資料について説明がされた。

(3) 審議

ア 平成19年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

（ア）指名諮問委員会から情報収集を依頼された指名候補者（重点審議者）及び当地域委員会関係の指名候補者の所属庁（重点審議者については前任庁を含む。）ごとの名簿（期順，五十音順に記載し，所属部を付記する。）を作成し，その庁に対応する検察庁及び弁護士会に対し，名簿を提供して情報提供の依頼を行うこととされた。

なお，情報の受付期間は10月23日（月）までとされた。

（イ）情報収集のための依頼文書は昨年同様とされた。

なお，昨年同様，弁護士会長あてのものについては，「裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめること，特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないというのが下級裁判所裁判官指名諮問委員会の考え方である。したがって，会員からの情報提供は，各弁護士から直接，当地域委員会あてに行っていただくよう御配慮をお願いしたい。」旨を記載することとされた。

イ 平成18年10月に司法修習を終える判事補任命候補者に関する情報収集について

地域委員会による情報収集は行わず，特段の情報が寄せられた場合には，

指名諮問委員会に報告することとされた。

ウ その他

情報が提供された場合には、庶務から各委員に情報が寄せられた旨を連絡し、各委員が当地域委員会庶務において寄せられた情報を随時閲覧できる態勢を取り、情報に関する調査の可否及び方法については、次回期日に審議のうえ取り決め、次々回期日に情報等の最終的な取りまとめをすることとされた。

6 次回以降の予定

次回期日は10月30日（月）午前10時（次々回期日は11月9日（木）午前10時）とされた。

（以 上）